

諸証明の手数料の見直しについて

1. 手数料の現状

手数料については、行革大綱及び行革実施計画において、さらなる自主財源の確保として基本施策に位置付け、受益者負担の適正化に努めることとしています。

また、「使用料、手数料設定等に関する事務指針（以下「事務指針」という。）により、原則3年ごとに原価算定し、現行料金との乖離を検証することとしています。

しかし、手数料については、合併協定項目において、原則として印西市の例により調整され、それ以後において改定を行っていません。

（手数料）

①地方自治法第227条の規定に基づき、特定の者のために提供するサービス（各種証明書の交付等）の対価として、条例を根拠に、その利用者から徴収する金銭。

②行政サービスの受益者（利用者）が、その受ける利益の程度分を負担する受益者負担の原則に基づき料金を設定します。

2. 見直しの対象（別添資料2）

- ・事務指針により算定を行い、事務処理コストと現行手数料に乖離のある各種証明書。

（事務指針に基づく算定方法）

手数料 = ①手数料原価 × ②受益者負担割合

①手数料原価（事務処理コスト）の算定方法

手数料原価 = (1分当たりの人件費 × 標準的処理時間(分)) + (物件費 ÷ 年間処理件数)

②受益者（利用者）負担割合

各種証明や許認可等のように、特定の人に提供する行政サービスに対しては、その役務の提供に必要な費用を徴収するものであることから、受益者（利用者）負担割合は原則として100%とします。

3. 手数料改定の考え方

(1) 「受益者負担の適正化」及び「公平性の確保」

受益者負担は、行政サービスの受益者（利用者）が、その受ける利益の程度分を負担するものであり、その不足分は公費（市税等）負担することになります。行政サービスを利用する人と利用しない人の、負担の公平性を確保する観点から、事務指針に基づき手数料の改定を行うものです。

(2) 政策的配慮

①新たにコンビニ交付手数料を算出

コンビニ交付1通あたりの委託手数料を交付手数料とする。

②マイナンバーカードの取得促進

マイナンバーカードの取得促進のため、期限を限ってコンビニ交付手数料を半減する（第1次基本計画及びDX推進方針の計画期間である令和8年3月31日までの時限措置）。

(3) 社会経済状況を踏まえた施行

①激変緩和措置：事務指針に基づき、改定率の上限を50%とする。

②段階的な施行：値下げ分は早期に施行（令和5年4月1日施行）。

値上げ分は十分な周知期間を確保し施行（令和5年10月1日施行）。